

第2期陸別町地域福祉計画・第3期陸別町障がい者基本計画等策定支援委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

第2期陸別町地域福祉計画・第3期陸別町障がい者基本計画等策定支援委託業務に係る公募型プロポーザルの各種手続き、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

1 目的

陸別町では、国や道の動向、本町の状況等を的確にとらえ、町民・関係者のニーズを把握したうえで陸別町が取り組むべき福祉施策ならびに障がい者施策の課題や基本的方向と目標量を測り、それに基づき所要の計画を策定する。

これにあたり、豊富な経験と高い専門知識を備えた外部の専門機関へ業務を委託するにあたり、公募型プロポーザルにより、受注候補者を選定しようとするものである。

2 プロポーザルに係る日程

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 質問の締切 | 令和8年4月17日(金)まで |
| (2) 質問の回答期限 | 令和8年4月22日(水)まで |
| (3) 参加申込受付期間 | 令和8年4月27日(月)まで |
| (4) 提案書受付期間 | 令和8年5月1日(金)まで |
| (5) 結果通知予定日 | 令和8年5月11日頃(予定) |

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とし、本町がその資格を認めたものとする。

- (1) 陸別町競争入札参加者名簿に登載されていること。
- (2) 必要に応じて早急な訪問対応が可能な法人であること。
- (3) 北海道及び北海道内自治体において指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (7) 公租公課を滞納していないこと。

- (8) 公序良俗に反する利用を行う者でないこと。
- (9) 本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は、個人情報保護に関する条例を順守するとともに、「プライバシーマーク」認証を要する。
- (10) 市町村より受託した同種の計画業務の契約実績が直近3年間で50件以上あること。

4 提出書類

- (1) 令和8年4月27日までに提出するもの
 - ①参加表明書：様式1 1部
- (2) 令和8年5月1日までに提出するもの
 - ①企画提案書（A4規格 様式自由） 7部
 - ②見積書 1部
 - ③類似契約業務実績書 1部
- (3) 提出場所：〒089-4312 北海道足寄郡陸別町字陸別東1条3丁目1
陸別町役場総務課管財防災担当
電話/0156-27-2141（内線216） F A X /0156-27-2797
- (4) 提出方法：提出場所に持参又は郵送すること。郵送する場合は事前に連絡すること。

5 提案限度額 13,860,000円

6 契約期間 契約締結日～令和9年3月31日

7 選考方式

- (1) 審査方法
プロポーザル審査委員会において、総合的に評価し、優秀であると認められた者を選定する。
- (2) 評価基準
 - ①提案内容と業務目的・内容との整合性（策定に係る提案事項については、地域福祉計画・障がい者基本計画等を分けて評価する）
 - ②作業工程（スケジュール）及び実施手順・手法の妥当性
 - ③業務体制の確保
 - ④類似業務の実績
 - ⑤次年度の計画策定を見据えた情報整理の取組

⑥見積金額の妥当性

(3) ヒアリング等の実施

企画提案書等の提出後、資格要件を確認し、業者ごとにヒアリング（プレゼンテーション）を実施する（20分程度）。日時・場所等については別途通知する。提出期限からおおむね10日以内。ただし、プロポーザル審査委員会において不要と判断したときは、ヒアリングを省略する。

(4) 審査結果の通知

ヒアリング終了後、プロポーザル審査委員会で決定した結果を、提案者全員に通知する。

(5) 優先交渉権者の決定

審査の結果最も評価の高かった者を優先交渉者とし、契約締結に向けて交渉する。

8 その他の事項

- (1) 提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたときは、失格とする。
- (2) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。
- (3) 参加申込・提出書類は返却しない。
- (4) 参加申込・提出書類は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。

9 所管課

〒089-4312 北海道足寄郡陸別町字陸別東2条3丁目2
陸別町保健福祉センター 担当：大山口・向井
電話/0156-27-8001（直通） F A X /0156-27-8002
[メール/fukushi@rikubetsu.jp](mailto:fukushi@rikubetsu.jp)

10 その他

この要領は概略を示したものであり、詳細については、町担当課と協議のうえ、決定する。

本業務の契約で作成された印刷物等の著作権は陸別町とし、印刷物等の著作権は陸別町が所有するものとする。